

2006 年対ベトナム支援国会合報告

2006 年 12 月 22 日

GRIPS 開発フォーラム 島村真澄

2006 年 12 月 14～15 日にベトナムのハノイで開催された対ベトナム支援国会合(CG 会合)にオブザーバー参加した。今回のハノイ出張(12 月 12～16 日)では CG 会合参加の他にも在越日本大使館、JICA 事務所、JBIC 事務所との面談を行い、情報収集を行う機会を頂いた。出張に際しご協力頂いた関係者各位に感謝したい。以下、CG 会合の概要・所感を記す。

【2006 年対ベトナム CG 会合概要】

今次 CG 会合は、WTO 加盟¹・APEC 開催を成功裏に果たし、新たな発展の段階に突入したベトナム政府の、更なる飛躍に向けての強い意気込みが以前にも増して感じられる会合であった。今年は新五ヵ年計画(2006～2010 年)の初年であり、ベトナム政府は、同計画の開発目標の達成に向けて強いコミットメントを表明した。これに対してドナー側は新五ヵ年計画に支援をアラインし、ベトナム政府の開発目標の実現に向けて引き続き協力を行っていく意向を示した。

同時に、新しい時代のスタートラインに立ったベトナムの今後の開発課題についても活発な討議が行われた。低所得国から早期脱却し、2010 年までに一人当たり GDP を 1,050～1,100 米ドルに、2020 年までに近代的な工業国へ移行するというベトナム政府の野心的な開発ビジョンを具現するためには、経済成長・貧困削減目標を着実に達成する必要がある。そのためには、新五ヵ年計画に明記されているとおり、成長の質の向上、社会的包含性(social inclusion)の確保、環境への配慮、ガバナンスの強化といった事項に特に重点的に取り組むことが重要である旨、ベトナム側・ドナー側双方で意見が一致した。

- 12月14～15日、ハノイにおいて²、ベトナム政府、世銀共催により、CG 会合が開催された。同会合にはベトナム政府およびドナー(約 50 カ国・機関)から計 400 名程度が出席した。
- 今次会合は CG 史上初めてベトナム政府首相(グエン・タン・ズン首相)が出席した。また、キエム副首相のほか、5 人の大臣・総裁(計画投資大臣、財務大臣、交通運輸大臣、教育訓練大臣、中央銀行総裁)およびタン国会外交委員会副委員長も参加した。今後一層の発展を目標に掲げたベトナム政府の強い意気込みを示したものと捉えることができる。
- 今次 CG 会合の最大のテーマは、ベトナム政府の「新五ヵ年計画(2006～2010 年)の実施」であった。同計画が正式に承認されたことから³、その着実な実施と目標⁴の達成に議論の焦点が移

¹ 2006 年 11 月 7 日、ベトナムは WTO 理事会で正式に加盟が承認された。ベトナムは 150 番目の WTO 加盟国となった。加盟交渉は 11 年を要した。

² 会場は新都心地区の National Convention Center。2006 年 11 月に開催された APEC の会場として新たに建設された広大な会議場。

³ 新五ヵ年計画(2006～2010 年)は 2006 年 6 月 29 日に国会で正式に承認された。なお、「五ヵ年の方向性」は第 10 回共産党大会(2006 年 4 月 18～25 日)にて承認済。

⁴ 新五ヵ年計画(2006～2010 年)は、経済成長、社会開発、環境を 3 本柱において開発目標を掲

った。CG 会合では、“SEDP⁵ 2006-2010:From Plan to Action”と題して、ベトナム側から「経済成長とビジネス環境」、「社会開発と環境面における持続可能な開発」、「法整備・制度基盤」の各分野の実施について発表が行われた後、ドナー側も参加して討議が行われた。さらに、WTO 加盟を達成したベトナム政府の今後の取り組みを念頭においた「国際・地域経済統合」や ODA の効率的な活用をテーマにとりあげた「調和化促進・執行率向上・援助効果向上」といったアジェンダについても活発な議論が行われた。

- ドナー側のプレッジ総額は約 44.5 億米ドル(昨年より約 7 億米ドル増)。うち、日本のプレッジ額は昨年の 1,009 億円を約 30 億円上回る 1,039 億円(約 8.9 億米ドル)。その他ドナーからのプレッジ額は、世銀:約 8.9 億米ドル(日本をわずかに下回る)、ADB:約 11.4 億米ドル、フランス:約 3.7 億米ドル等。EU 諸国のプレッジ額合計は約 9.5 億米ドルで日本を上回るが、二国間ドナーとしては日本は引き続き断然トップを占めている。なお、今年の ADB のプレッジ額は昨年(約 5.4 億米ドル)を大幅に上回るが、その内訳は、約 8 億米ドルが準商業ベース資金の OCR(Ordinary Capital Resource)で、譲許性の高い ADF(Asian Development Fund)は残りの 3 億米ドル程度に留まるものと見込まれる。

【所感】

(1) CG 会合全般

- 今次 CG 会合でベトナム政府は自信に満ちた強気な姿勢を貫いた。WTO 加盟、APEC 主催、国連安全保障理事会の非常任理事国任命などが象徴するように、ベトナムは国際社会の一員としてのプレゼンスと評判を高めた。また、2001～2005 年の平均 GDP 成長率実績は 8% 超を示し、新五カ年計画初年の 2006 年も 8.1～8.2% の成長率を見込んでいる。これは新五カ年計画が掲げる 2006～2010 年の目標(7.5～8%)を上回る数字である。貧困削減の分野においてもベトナムは着実な実績をあげている。貧困世帯数は減少傾向にあり、2005 年の 22% から 2006 年は 19% へと更なる減少が見込まれている。会合の冒頭、ズン首相は、ベトナムの顕著な実績は、(1986 年に)ドイモイ政策を導入して以来 20 年間、共産党のリーダーシップの下、国民が不断の改革努力を行ってきたことによる結果であると明言。同時に、ドナーからの支援に対して感謝の意を表し、新五カ年計画の目標達成に向けて努力を続けていく旨表明した。また、ズン首相は、WTO 加盟後の経済社会環境の変化に伴うベトナムのチャンスと課題についても十分認識していることを指摘。タン国会外交委員会副委員長は、ベトナムの文化や国民性を尊重し、ナショナル・アイデンティティを維持しながら WTO 後の行動計画実施に取り組んでいくと明言した。
- ドナー側からは、ベトナムの WTO 加盟、APEC 主催を賞賛する声があがり、ベトナム政府の経済成長・貧困削減のための改革努力を評価。新五カ年計画に掲げられた意欲的な開発目標についても概して楽観的な反応がみられた。また、WTO 加盟によりベトナム経済の世界経済への統合が深化する中、ベトナムが引き続き力強い発展を遂げていくためには、国際競争力の強化や制度面の改善が一層重要である旨、日本をはじめ多くのドナーが異口同音に指摘した。日本は、日越共同イニシアティブ⁶のフェーズ 2 を通じて引き続きベトナムの投資環境整備を支援して

げている。ガバナンスはこれら 3 本柱を基盤から支えるものと位置づけている模様。

⁵ SEDP: Socio-Economic Development Plan

⁶ 投資環境整備によるベトナムの競争力強化を目指す日越二国間の取り組み。第 1 フェーズは行動計画の実行率が 8 割以上に到達し、2005 年末に成功裡に終了。現在フェーズ 2 を実施中。

いくことを表明した。ADB は今後とも GMS(Greater Mekong Subregion)プログラム⁷を通じて地域協力・統合支援に取り組んでいくと表明。米国は、民間セクターの役割の重要性を強調。DFID(英)、AusAID(豪)はベトナム政府と共に、WTO 加盟後の行動計画策定・実施のための技術協力(Beyond WTO プログラム)の案件組成を進めていることを紹介。INGO(Oxfam Great Britain)は、貧困層等の脆弱なグループにも十分考慮した柔軟性ある政策を実施し、WTO 加盟に伴う便益を最大化するための配慮が重要だと強調。世銀は、中進国・工業国への移行は、経済社会構造の複雑化・多様化を意味し、様々なトレードオフや緊張関係が発生していくことに留意すべきと指摘。さらに、関係者の意識改革をはじめ政府の役割の転換が迫られていること、すなわち従来型の「事業のオーナー・当事者」から「管理監督・調整役」への移行が必至だと指摘した。特に、昨今の分権化の流れの中で、中央政府と地方政府、政府と民間、政府と国民といったインターフェースにおける改革の加速と同時に、環境・社会面での十分な配慮を含む社会的一体性(social cohesion)の確保が重要であると多くのドナーが指摘した(世銀、UN、EU、英、豪、仏、ノルウェー、カナダ、NZ、スイス等)。

- 上記の関連で、日本からは、今後の実施面の主要課題の一つとして地方政府の能力強化の重要性を指摘、上記のドナーを含む多くのドナーがこれに賛同した。ベトナム政府による政令 131 号の制定(後述)に象徴されるように、分権化の動きとしては、首相府・中央政府から各省庁(Line Ministries)・省人民委員会(Provincial People's Committees)へ、あるいは各省庁・省人民委員会から下級機関への権限委譲・Decentralization の進展である。これに伴い、分権化のスピードやシーケンシングの問題、各省庁・地方政府のキャパシティ強化(計画策定能力、ODA を含む公共財政管理能力等)が大きなイシューとなっている。なお日本は、ベトナム政府がパイロットとして進めている 22 の地方省での計画策定能力向上の取り組みの一環として、ホアビン省において協力を実施中である。
- 2006～2010 年の経済成長目標を達成するため、ベトナム政府は、今後、大規模インフラ開発を中心に ODA 資金を活用していくと計画投資省のフック大臣が表明。その観点から、同大臣より、今までの日本のインフラ整備支援に謝意が示されると共に、今後、ホーチミン市など大都市へのインフラ投資、南北を結ぶ輸送路や経済回廊・経済ベルトの整備、中部地域の東西を結ぶ輸送網やメコンデルタの交通網整備等に重点的に取り組んでいきたいとの発言があった。また貧困削減に関しては、持続的な高い経済成長を基盤に貧困削減目標を達成していくとの戦略が示された。欧州を中心とする一部ドナーは貧困削減重視の方針を採用しており、支援の内容も主に貧困削減に直接資する案件を実施してきている。しかし、ベトナム政府自身が ODA の優先分野として経済成長のための大規模インフラ整備を表明している以上、オーナーシップ尊重・アライメント促進の観点からこれに対抗することはできない。⁸これらのドナーはベトナム側の開発ニーズを十分に見極めて、支援内容を工夫していく必要がある。なお、今次 CG 会合では ODA の活用を含め、ベトナム側の開発政策・ビジョンにアラインした議論が展開されたため、過去の CG 会合であったような援助モダリティを巡るドナー間の対立(プロジェクト支援 v.s.財政支援)という構図は存在せず、むしろ新五カ年計画にドナーの支援をアラインしていくことに焦点が移行したと思われる。

⁷ GMS プログラムの詳細は ADB の web を参照。http://www.adb.org/GMS/program.asp

⁸ 過去の CG 会合では、経済成長 v.s.貧困削減、インフラ開発 v.s.農村開発等、ドナー間の対立が顕在化したこともあった。

- 今次 CG 会合で配布された Vietnam Development Report (VDR) 2007 は、新五ヵ年計画に対するドナー側の見解とアクションプランを取りまとめたものである。世銀はこれをドナーの共同 CAS⁹として位置づけたい模様。日本は第 9 章(インフラ)の執筆を主導すると共に、国際経済統合、国営企業改革、金融セクター改革、民間セクター開発、インフラ、環境、計画プロセス、汚職防止の各分野についてコメントを行い具体的な政策アクションを提示する等、積極的に関与してきた。VDR2007 の最後に各改革分野の短期および中期の政策アクション案がマトリックス形式で整理されているが、これは今後、PRSC¹⁰6～10 の政策アクションとして利用される見込み。すなわち VDR 2007 は今後の PRSC の基調を設定する上で極めて重要な役割を果たすものであり、日本がこの策定過程に主体的に係わってきたことは決定的に重要な意味を持ったといえる。

(2) 諸制度改革とガバナンス

- 経済分野における諸制度改革(マクロ経済運営、金融セクター改革、国営企業改革)に関しては、セッションの冒頭、財務大臣、中央銀行総裁、国家監査院副総裁よりそれぞれ発言があった。2006～2010 年の経済目標達成に向けて、財政政策の強化と透明性の確保、税・税関システムの改革、資本市場の発展、中銀改革・国営商業銀行改革・法整備等を含む金融政策改革の促進、国営企業改革の促進と競争力強化、国際経済統合の深化、行政改革等に今後とも真剣に取り組んで行くことを表明した。
- ベトナム政府の開発目標達成の展望に対して、前向きなコメントを行うドナーが目立ったが、IMF はリスク要因を指摘し慎重な姿勢を示した。これは現地ドナーコミュニティにおける「IMF の役回り」と考える。(IMF は過去の CG 会合から一貫して慎重な発言を行ってきた。世銀は、本セッションのラップアップの際、IMF のコメントに同調する発言を行うに留まった。フランスは IMF の指摘に賛同。) IMF は、ベトナムが WTO 加盟による国際経済統合の便益を十分に享受するためには、慎重なマクロ経済運営、金融制度改革の促進、民間企業の参入を規制する(国営企業が独占的な地位を占める)戦略的分野の明確化が必要であると指摘。中期的に債務の持続可能性を確保することが重要であり、そのためには新規投資事業の審査能力を強化し、質の高い投資を行うこと、ODA 資金を効率的に活用することが肝要であると指摘した。また、公的資金に過度に依存したインフラ開発は政府の債務負担を増大させ、貧困削減・社会開発のための資源動因にも影響を及ぼすことから、民間資金もバランス良く活用する必要があると指摘した。さらに、遅延がみられる経済分野での改革、すなわち国営商業銀行改革や国営企業改革をより一層加速させることが重要であると強調。ベトナム政府はズン首相の指導により 2010 年までに全国営企業の株式化を終了することを目標に掲げているが、これに対して IMF は、株式化された企業が商業原則に則ってビジネス活動が展開できるよう、業務内容の明確化、適切なインセンティブや自律的な投資決定権の付与が不可欠であると指摘した。
- 今次 CG 会合ではじめて中小企業育成の重要性を指摘するドナーが現れた。経済分野におけ

⁹ CAS: Country Assistance Strategy

¹⁰ PRSC: Poverty Reduction Support Credit(貧困削減支援借款)。世銀が導入した政策支援型プログラムローン。CPRGS/国家開発計画の実施を支援するために供与される。日本は、第三期 PRSC (PRSC3)より協調融資に参加している。2006 年 12 月 5 日の世銀 IMF 理事会において、新五ヵ年計画が新 PRSP として正式に位置づけられた。これを受けて、今後、新五ヵ年計画をベースとした PRSC6～10 の案件形成・政策協議・モニタリング評価が行われる。PRSC6 の案件組成は年明けから開始される予定とのこと。

る改革については、今次会合を含め今まで国営企業改革と金融セクター改革が議論の中心であった。今回デンマークがはじめて、中小企業育成の必要性和ビジネス団体の役割の重要性、これに伴う法整備の必要性について発言した。

(参考) パートナーシップグループの1つにベトナム国内の中小企業振興に関する議論を行うグループ(中小企業育成パートナーシップグループ)があるが、ドナー側共同議長が持ち回りで、間もなくドイツが就任すること。

- ベトナム経済の国際経済への統合が深化するに伴いベトナムは民間セクター主導型の投資と経済成長への転換が求められる。そのためには民間の自由な経済活動の阻害要因を排除して改革を一層促進していくことが求められる。今次 CG 会合では、とりわけ、多くのドナーから法制度(rule of law)整備の重要性が指摘され(EU、ADB、米国、ノルウェー、カナダ、NZ、スイス等)、法令に付随する実施細則の迅速な策定や透明性・公平性を確保した法の執行が重要との声があがった。英国は、法や規則の策定とその実効的運用は別の話であり、双方について真剣な対応が重要であると指摘。さらに他ドナーからは、ベトナム政府と民間セクターとの連携・調整の促進、level playing field の確保、規則・手続きの簡素化が急務であるとの指摘があった。
- 法制度整備・司法制度改革に関連して日本からは、これまで民事関係諸法を中心とした法整備支援を 10 年以上にわたって行ってきたこと、現役の裁判官、検察官、弁護士が専門家として法整備支援のアドバイスや法曹人材の育成を行ってきていることを紹介。また、法曹人材については都市部と地方との間で資質・能力・人数の面で格差が生じつつあることに触れ、特に地方の現場での人材育成を重点的に実施していくことの重要性を指摘した。UN も日本の発言に呼応するように地方の人材育成の重要性和ドナー協力の推進の必要性を指摘した。
- 今年初頭に PMU¹¹18 の汚職疑惑事件が発覚したことに関連して、ズン首相、フック計画投資大臣および交通運輸大臣は、ベトナム政府が引き続き汚職防止、透明性・アカウンタビリティの向上に断固とした姿勢で取り組んでいくことを強調。PMU18 事件に関しては早期に真相究明と捜査結果の公表を行い(現時点で正式な結果は出ておらず)、再発防止に向けて PMU 改革など ODA 事業実施制度改善に取り組んでいくとの強い意気込みを表明した。また、ODA の不適切な使用や質の低下が発生しないよう厳しい対応をとると共に、ODA の効率的な活用・管理を目指して不断の努力を行っていくと誓った。なお、ベトナム政府は 2005 年 11 月に汚職防止法を制定しており、同法に基づく政令を整備。また、ODA を含む事業実施体制の改善を図る目的で様々な政令を策定している。(ODA 政令 131 号(後述)、建設管理政令 112 号、調達法および建設法に基づく政令 111 号に加え、現在、PMU の機能・責任・権限・組織・運営・監督監理について規定する Circular(後述)を策定中。)日本は、6 月の中間 CG 会合に続き、今次 CG 会合においても汚職事件発生に対する遺憾の意を表明。日本の国会でも取り上げられたことに触れ、真相の究明と捜査結果の早期報告を求めた。また日本は、ズン首相自らが長を務める汚職防止中央委員会の設置等、首相自身が汚職撲滅に向けてコミットメントを示し、様々な対策を講じていることについて評価。日本以外にもスウェーデン、UN、デンマーク、LMDG¹²、世銀等のドナーより、ベトナム政府が監査機能を向上させ、ガバナンスの強化を図り、汚職防止に向けた抜本的・包括的な対策を継続していくことを求めた。とりわけ、本イシューについては公正なメディア

¹¹ PMU: Project Management Unit PMU の本来の機能は、政府によって承認された案件の実施・監理。

¹² LMDG: Like-minded Donor Group 欧州ドナーをはじめとする Grant 供与を中心としたドナーグループ。

や国民の役割の重要性を指摘する声が欧州ドナーを中心にあがった。

(3) 環境・社会開発セクターにおける取り組み

- 教育、社会保障、天然資源・環境管理、HIV/AIDS、鳥インフルエンザの各分野における取り組みについてベトナム側ライン省庁から報告があり、討議が行われた。いずれの 이슈 も WTO 加盟後のベトナムの経済社会状況の変化を念頭に置いた議論が展開され、キーワードは「社会的一体性(social cohesion)の確保」であった。少数民族(特に山岳地域)や貧困層等の社会的弱者への配慮・社会保障整備の必要性について欧州ドナーが中心となって指摘。環境・資源問題については、地球温暖化問題(クリーン開発メカニズム:CDM の取り組みに係わる検討等)、自然資源管理、災害管理といった 이슈 に対応することの重要性について INGO、英、独、米 国等から指摘があった。HIV/AIDS 問題については過去の CG 会合でも指摘されてきたとおり、UNAIDS をはじめとする各ドナーよりセクター横断的かつ包括的な観点からドナー間で協調したアプローチをとることの重要性が指摘された。最近、新たに HIV/AIDS 問題および鳥インフルエンザ問題をそれぞれ協議・調整するパートナーシップグループが設立された模様。
- 日本は、HIV/AIDS 対策については世界エイズ・結核・マラリア対策基金への拠出を行っており、同基金の「国別調整メカニズム」を通じてベトナムで同基金が有効利用されることを期待すると発言。また、円借款によるインフラ建設事業に従事する労働者・周辺住民に対する予防対策を当該事業のコンポーネントに盛り込む試みをいっていることを紹介。また、鳥インフルエンザについては高危険度病原体を扱う実験室の整備、同運営に携わる人材育成等、ハードとソフトの両面で支援を行ってきていることを紹介。社会保障に関しては他ドナーのコメントに賛意を示し、社会的弱者も視野に入れたセーフティネット整備の重要性を唱えた。環境資源管理については、新五ヵ年計画(2006～2010年)の3本目の柱として新たに「環境」が設定されていることに触れ、中央の天然資源・環境省(MONRE)と共に地方の天然資源・環境局(DONRE)の能力強化の必要性を指摘した。

(4) 援助効果向上・調和化の取り組み

- 計画投資省フック大臣および計画投資省対外経済関係局のミン局長は、ベトナム政府が引き続きパリ宣言およびハノイ宣言(HCS)¹³を支持し、ODA の効率的な活用・管理に向けてコミットしていくことを表明。この関連で、ベトナム政府は2006年11月9日にODA政令131号を制定したと発表。新政令はODAの受入れ・ODA事業の実施に係わる規定を整理した政令17号¹⁴を

¹³ ハノイ宣言(HCS)は、援助効果向上のためのパリ宣言(2005年3月策定)をベトナムの文脈に現地化したもの。HCSはベトナムにおける援助効果向上の取り組みのガイドポストと位置づけられており、2005年9月に首相承認を得ている。HCSのモニタリング指標はパリ宣言と同様に、オーナーシップ、アラインメント、調和化と簡素化、開発成果マネジメント、相互アカウンタビリティの5つのカテゴリーで構成、2010年までの達成目標と測定指標が明示されている。

¹⁴ 政令17号の主な内容としては、ODA事業の受入れ・実施のサイクル、ODA受入れに係わるドナーとの交渉・協定の締結の手続き・権限、ODA事業の準備、審査の手続き・内容および承認手続き、個々のODA事業に関する協定交渉・締結の手続き・権限、ODA事業の実施等(PMUの設置、内貨手当て、税、用地取得、入札、計画変更、建設管理等)、ODA事業のモニタリング・評価、ODA全般の国家管理・各省の責任・権限についての諸規定が定められている。しかし、詳細な手続きを定めた細則やガイドラインが必ずしも存在するわけではなく、実際にはプロジェクトやPMUによってケース・バイ・ケ

改訂したもので、同改訂過程で日本は 5Banks¹⁵の取り組みを通じて積極的にコメントやインプットを行ってきた。新政令は、権限委譲の促進、関係機関の役割・権限の明確化、透明性の向上等を図るもので、今後、ODA 事業(特にインフラ整備等の公共投資)の執行率向上につながっていくことが期待されている。なお首相府は、本年 11 月 20 日に計画投資省、財務省、外務省、法務省に対して新政令に基づく実施細則(Circular guiding the implementation of Decree 131/CP)を発効後 6 ヶ月以内に策定するよう指示、新政令の精神を適切かつ具体的に反映した細則が完成することが期待されている。また本実施細則は、現在策定作業中の PMU 組織・管理に係わる規則(Circular on regulation, functions and tasks of PMU)との整合性も確保しながら策定が進められている模様。いずれの細則も 5Banks を含む関心ドナーとの連携・調整を経て完成することが期待されている。

- ODA 政令 131 号の制定および同実施細則の策定に期待と関心をよせるドナーの発言が目立ったが、その一方で、国際協定に係わる法律(Law on International Treaty)に対する懸念が指摘された(アイルランド、カナダ)。新政令により権限委譲の促進が期待されるが、他方、Law on International Treaty は引き続き中央省庁の役割・権限を留保する条項が残っている。したがって両者間で齟齬が発生し運用面で混乱が発生する恐れがあり、新政令の実効性にも影響を及ぼす可能性がある。
- ベトナム政府は、現在、ODA を含む公共投資事業の計画・実施について規定する公共投資令(Public Investment Regulation)¹⁶の策定を進めているが、完成の目処は立っていない模様。完成後は法律(Law)に格上げされる可能性があるとのこと。
- 援助効果向上パートナーシップ(PGAE)のドナー側共同議長¹⁷であるデンマークより援助効果向上の取り組みについて報告があった。ハノイ宣言(HCS)の実施促進のための 7 つのテーマ別グループ¹⁸の活動進捗について説明があった。HCS の普及広報に引き続き鋭意取り組んでいくこと、HCS の実施状況やインパクトについて独立した第三者によるモニタリングを行っていくこと等の報告があった。(第三者評価の具体的な TOR やスコープは来年 1 月頃に確定する見込み。)
- 今次 CG 会合では、6 月の中間 CG 会合に続き、PGAE の活動自体の簡素化・効率化を求める声が複数のドナーからあがった。まず AusAID が口火を切り、PGAE の活動目的は ODA の取引費用の削減と援助効果の向上を図ることであり、PGAE の活動を肥大化させてはいけないと指

ースの対応が行われ、実際の運用は不透明であった。また、政令 17 号が作成された 2001 年当時から ODA 事業実施に関係する他の法律規則(調達法令・政令、建設管理・投資政令、建設法等)が大きく変更されており、これら法律規則間の不整合が ODA 事業の遅延・執行率の低下の 1 つの原因として指摘されていた。

¹⁵ 5Banks:JBIC、世銀、ADB、KfW(独)、AFD(仏)。“Concessional lending”という共通するモダリティを持つ援助機関として、事業実施に係る課題や問題点を共有し、手続き調和化を含め、効率的・効果的な援助を実施するための具体的な対策を共同で検討していく枠組み。

¹⁶ 策定中の Public Investment Regulation は、1999 年に施行された公共事業建設・投資政令 52 号: Decree 52(Decree 12(2000 年)、7(2003 年)により改定)を改定するものではなく、今般新たに制定する規則であるとのこと。

¹⁷ ドナー側共同議長は、CG 会合・中間 CG 会合ごとに原則、半年間の持ち回りになっている。日本は DFID に続き 2 番目に共同議長を務めた。PGAE 設立後の歴代の共同議長は、DFID、日本、UNDP、デンマーク。次期共同議長は世銀が務める予定。

¹⁸ 調達、公共財政管理、ODA オンバジェット化、環境社会影響評価、経費基準(Cost Norms)、HCS 普及広報および独立モニタリングの各グループ。

摘、これにカナダと UN が同調。スウェーデンおよび EC は、成果の発現と新五ヵ年計画へのアラインメントの強化に注力すべきだと指摘した。これに関連して INGO、UN、EC は新五ヵ年計画のモニタリング・評価の枠組みを積極的に活用し、成果重視のスタンスで取り組むことの重要性を指摘した。

- 援助モダリティについては 6 月の中間 CG 会合に続き、カナダがモダリティの多様性の尊重・相互補完性の重要性を唱えた。DFID からはモダリティに係わる発言はなかった。現地では、援助モダリティを巡る対立(プロジェクト型支援 v.s.財政支援)はもはや過去のことになりつつあり、むしろ新五ヵ年計画に支援をアラインし、いかに効果的な援助を実施するかといったことにドナーの問題意識が移行してきているものと思われる。
- 今次 CG 会合では、UN や欧州ドナーを中心に多くのドナーが「One UN イニシアティブ」を支持する発言が目立った。同イニシアティブは国連改革の一環として、国連内組織間の調和化・簡素化を目指すものである。(国連の本部での各機関の統合を待たずに、現地での事務所・予算の統合を行い、そのために必要な費用は、現地諸ドナーからのプールド・ファンディングで賄おうというもの。)¹⁹今次 CG 会合で同イニシアティブへの支持を表明した DFID は、同プールファンディング方式に賛意を示しているものと思われる。また、今後、ベトナムの中進国化に伴い 2015 年にもベトナム事務所を閉鎖することを検討している(exit policy)。かかる援助戦略を踏まえ、DFID は、ベトナムが中進国に発展した後も常駐が見込まれる UN 組織に対して delegated cooperation を進めていきたいという目論見もある模様。
- “Strategic Framework for ODA Mobilisation and Utilisation (2006-2010)”²⁰は未承認。2005 年 12 月の CG 会合、2006 年 6 月の中間 CG 会合では更新版サマリーが配布されたが今次 CG 会合での配布はなかった。ベトナム政府の今後 5 年間の ODA 動員・活用に係わるビジョンが記述され、主要セクターおよび地域毎の ODA の動員・活用戦略に加え、各ドナーの過去の支援実績に基づく特徴等を踏まえた分析(支援分野や援助モダリティ等)が盛り込まれるものとみられる。DFID、スウェーデンから同文書の完成を期待しているとの発言があった。
- 6 月の中間 CG 会合での議論と同様、EC ドナーを中心に、PGAE テーマ別グループ活動の 1 つである経費基準(Cost Norms)の設定について多くの言及があった。2010 年までにグラント分野のプロジェクト管理に係わる共通経費基準の作成を目指すもの。EC 諸国の ODA に係わる経費基準を設定して透明性を高めることにより、ドナーが関与する案件の経費水準の歪みを改善しようという狙いである。
- 6 月の中間 CG 会合での議論と同様、ADB が投資事業のコスト積算におけるベトナム側の問題点について具体例を示しながら指摘。今般 CG 会合に先駆けて 5Banks とベトナム政府間で JPPR²¹が開催された模様で、ADB の発言は、そこで議論された内容を CG の場で共有したものである。
- 日本は、援助効果向上アジェンダに引き続き関与していくことを表明。ハノイ宣言の実施のためにはカントリーシステムの強化(特に調達、財政管理)が必要であり、地方省・プロジェクト実施機関の能力構築が課題である旨指摘した。また、2006 年 11 月に改正 JICA 法が国会で成立し、

¹⁹ 従来諸国連機関のヘッドとなっていた UNDP の現地所長に加え、統合された国連諸機関のヘッドが現地に任命されてくるということで、趣旨に逆行することを指摘する声もある。

²⁰ 当初は ODA マスタープランと呼ばれていた。

²¹ Joint Portfolio Performance Review : 5Banks による合同のポートフォリオ・レビュー。

2008 年中に JBIC と JICA が統合され、円借款・無償資金協力・技術協力を一元的に扱う ODA 実施機関が誕生する予定であること、これにより、日本がベトナムのさらなる援助効果の向上に貢献しうることを表明した。

以 上